

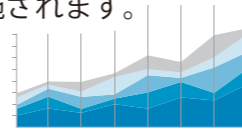


国勢調査2020

令和2年10月1日を期日とし、全国一斉に国勢調査が実施されます。

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人が対象です。

皆様のご協力をお願いします！



国勢調査 ってなに？

国内の人口や世帯の実態を明らかにする、国の最も重要な統計調査です。調査結果は人口減少対策や地方交付税の算定に利用されるなど、皆さんが豊かに暮らすための施策などに使われます。

5年に一度実施されており、今年は大正9年の第1回の調査から100周年にあたります。



かたり調査 に要注意！

国勢調査の調査員が、銀行口座の暗証番号を聞き出したり、クレジットカードを預かったりすることはありません。また、国勢調査員は常に「国勢調査員証」を携帯しています。

「怪しい」と感じたら、調査員証の提示を求めるなど、即答を避け、実施本部までご相談ください。

◆9月中旬から調査員が訪問します

調査員が皆さんの世帯を訪問し、調査書類をお配りします。その際、世帯の代表者の氏名、世帯員の人数などをお聞きすることがあります。

◆国勢調査で調べることは？

氏名や男女の別、出生の年月、就業状態など、世帯員に関すること15項目と、世帯員の数、住宅の建て方など世帯に関すること4項目の合計19項目です。

◆個人情報を守られるの？

国勢調査に従事する者（調査員や地方公共団体の職員など）には、統計法による守秘義務が課せられています。

◆新型コロナウイルス感染症対策は？

新型コロナウイルス感染症対策のため、従来対面で行っていた調査の説明を、インターホン越しに行い、調査票は郵便受けに入れるなど、非接触の調査方法を基本とします。

また、インターホンのない世帯に対し、対面で説明を行う際には、調査員は咳エチケットを徹底し、世帯の方との距離をできるだけとることとします。

インターネット・郵送回答へのご協力をお願いします！

調査の回答方法

1. インターネット回答
2. 郵送回答
3. 調査員による調査票の回収での回答



インターネットや郵送回答は、非接触の調査に非常に有効です。

また、インターネットは好きな時間に回答することができ、回答中の通信は全て暗号化されます。

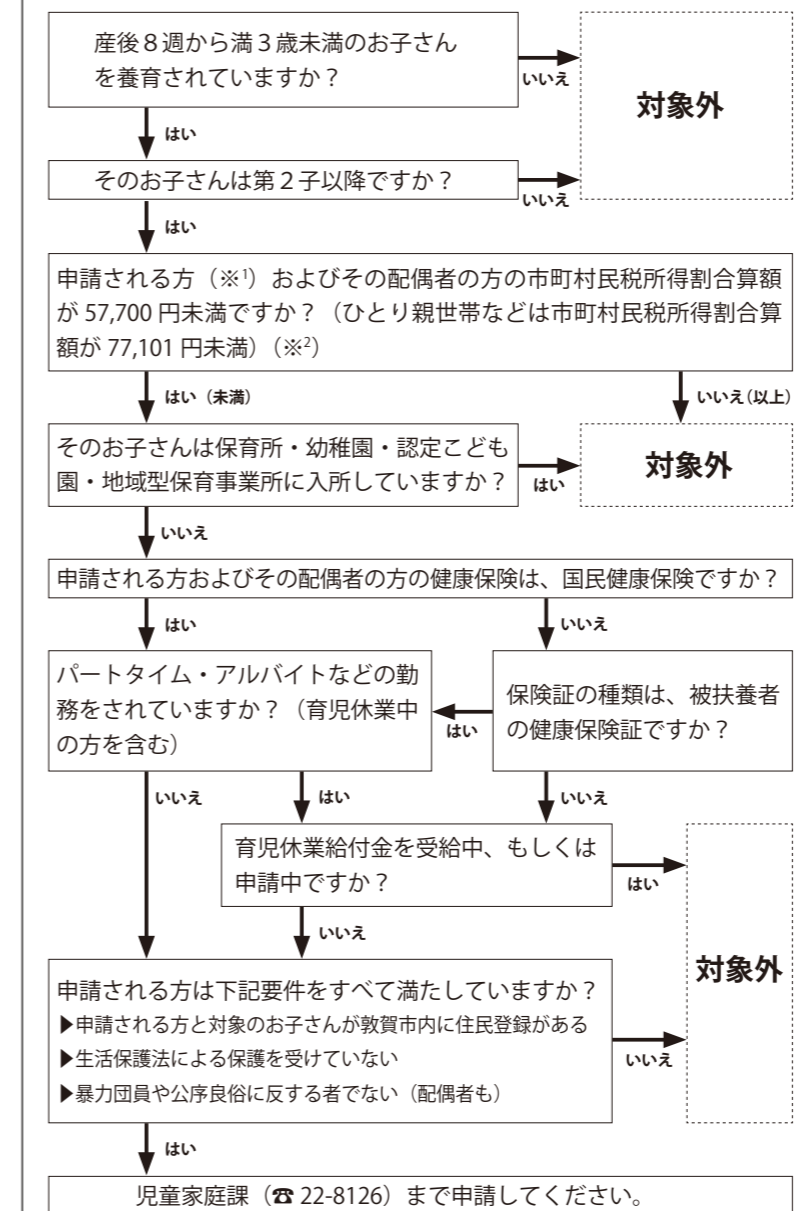
問合せ先 国勢調査敦賀市実施本部（ふるさと創生課内） ☎22-8111

令和2年9月開始

家庭育児応援手当を支給します

家庭での育児を望んでいる世帯が、安心して育児を行える環境を整えるため、在宅で育児をしている家庭に家庭育児応援手当を支給します。（対象世帯の2人目以降のお子さん1人あたり月額1万円）

対象者確認チャート



※1 原則、児童手当受給者が申請者となりますが、児童手当受給者が別居している場合はお子さんと同居している他の養育者が申請してください。

※2 父母の収入状況により、同一世帯内の祖父母などの収入が算定対象となる場合があります。

申請時提出書類

◆敦賀市家庭育児応援手当支給認定申請書 ※

- ①申請者、申請者の配偶者および児童の健康保険証の写し
- ②振込先口座の通帳の写し
- ③育児休業給付金受給申請状況証明書 ※
- ④児童手当受給証明書（児童手当などを本市以外から受給している場合【公務員など】）※
- ⑤戸籍謄本（本市の住民基本台帳で続柄などが確認できない場合）
- ⑥市町村民税の所得割額に関する証明書（市民税の所得割合算額が本市で確認できない場合）

◆審査・支払いなどにかかる同意書 ※

※市HPにて様式のダウンロード可

支給時期

- ・ 6月（1～4月分）
 - ・ 10月（5～8月分）
 - ・ 2月（9～12月分）
- 年3回

第2子無償化 ▶手続き不要

世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満で、保育所などに入所する0～2歳児の第2子の保育料が無償となります。（9月から）



問合せ先 児童家庭課 ☎22-8126